

令和 8 年 1 月 14 日

参 加 希 望 業 者 様

支出負担行為担当官
宮城県警察会計担当官

見積合わせ通知書

見出しのことについて、下記のとおり見積合わせを実施するので、参加を希望する場合は見積書を提出してください。

1 品名・規格・数量等

番号	品名	規格	数量	単位	備考
1	液体ヘリウム (年間単価契約)	仕様書のとおり			

2 見積書提出期限

令和8年2月4日(水) 午後1時まで

3 見積書提出場所

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県警察本部2階 会計課分室 調度係
TEL:022-221-7171 (内線:2235) FAX:022-221-7187

4 納品場所

〒981-0103 宮城県宮城郡利府町森郷字塚崎3番地1
宮城県警察機動センター内 科学捜査研究所
TEL:022-356-5627

5 仕様説明に対する質問受付期限及び質問への回答公開日

(1) 質問受付期限

令和8年1月23日(金) 午後3時まで
別添「仕様説明に対する質問回答書」により提出すること。

(2) 回答公開日

令和8年1月28日(水)

6 その他

(1) 見積書には、1本当たりの単価及び単価に予定数量を乗じた金額を記載すること。

(2) 1本当たりの単価に予定数量を乗じた金額が予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格を提示した者を契約の相手方とします。

なお、同一金額の場合は、別途指定する日にくじ引きにより契約の相手方を決定します。

また、見積書の金額が予定価格を下回らない場合は、別途期日を設けて再度見積合わせを実施します。

(3) 本見積合わせに係る落札及び契約締結は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

(4) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、見積書を提出すること。

なお、見積書の提出があった際は「暴力団排除に関する誓約事項」の内容に同意したものとみなす。

仕 様 書

1 件名

液体ヘリウムの購入年間単価契約

2 品目等

品目	充填量	純度	年間使用予定数量	備考
液体ヘリウム	50L/本	99.995%以上	3本	

3 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

4 納入場所

宮城郡利府町森郷字塚崎3番地1

宮城県警察科学捜査研究所

5 その他

- (1) 納入数量については、科学捜査研究所から必要の都度連絡するものとし、発注があった日の翌日から起算して2か月以内に納入すること。
- (2) 納入については、納入先の担当者に連絡して納入日を決定し、指示を受けること。
- (3) 液体ヘリウムを受注者が用意する容器でJ E O L製NMR装置へ50L充填すること。
- (4) 納入時は、庁舎内外に傷を付けることなく、庁舎出入口から所定の場所へ運搬すること。
- (5) 納入ごとに、納入数量を記した納品書を提出すること。
- (6) 年間使用予定数量については、あくまで見込みであり、鑑定数によって増減するものであることから、予定数量に達しない場合は、納入数量をもって打ち切るものとする。
- (7) 不明な点については、当庁の指示によること。

見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮城県警察会計担当官
杉本 伸正 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

事務担当者氏名
(連 絡 先)

規則を守り、下記金額をもって納入したいので見積もりいたします。

記

- 件 名 液体ヘリウムの購入年間単価契約
- 納 入 場 所 宮城郡利府町森郷字塚崎 3 番地 1
宮城県警察科学捜査研究所
- 見 積 金 額 (消費税及び地方消費税を除く。)

品目	予定数量	単価	金額 (予定数量×単価)
液体ヘリウム (充填量50L/本)	3 本	円/本	円

※見積金額の頭部に¥字を表示すること。

仕様説明に対する質問回答書

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者

件 名	液体ヘリウムの購入年間単価契約	
番号	質 問 事 項	回 答 事 項
回 答 者	〒980-8410 仙台市青葉区本町三丁目 8－1 宮城県警察本部 総務部会計課調度係 (担当：小田島) 電話 022-221-7171 (内線：2235)	

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するための必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書（案）

支出負担行為担当官 宮城県警察会計担当官（以下「甲」という。）
と、-----（以下「乙」という。）とは、
次のとおり売買契約を締結する（以下「本契約」という。）。

件 名	液体ヘリウムの購入年間単価契約
数 量	50Lボンベ 3本（予定数量）
仕 様	別添仕様書のとおり
契 約 金 額	単価¥-----/本 （消費税額及び地方消費税額を除く。）
納 入 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
納 入 場 所	別添仕様書のとおり
契 約 保 証 金	-----

（目的）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、甲に対し、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物品」という。）を売り渡し（以下「本件業務」という。）、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

2 契約金額及び単価は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、甲から契約保証金の納付を免除された場合を除き、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、甲に納めなければならない。

（納入）

第3条 乙は、表記納入期限（以下「納入期日」という。）までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。

2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。

3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。

4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（納入検査）

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、仕様書等）のとおりであって、前項の検査に合格したものでなければならない。

3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、甲が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第6条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

（不合格品の引取り）

第7条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

（遅延賠償金）

第8条 乙は、納入期日までに物品を完納することができないときは、速やかに甲に対し遅延の理由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項に基づく書面を提出があったときは、審査した結果、納入期日後に完納する見込みがあると判断したときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期日の延長を認めることができる。ただし、遅延が天災地変等やむを得ない事由による場合は、乙はその事由を明らかにして遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に基づく遅延賠償金は、納入期日の翌日から完納日までの日数に応じ、未納入物品の契約金額に、本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第9条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

ア 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

イ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

- (2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第23条に規定する暴力団排除条項第1条又は第2条に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未納入物品の契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第12条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払い)

- 第13条 甲は、第5条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に、請求金額を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、納入期日が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
- 3 甲は、第9条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部

分につきその対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第15条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁

済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第17条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（保証事項）

第18条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して1年以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

（契約不適合責任）

第19条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

（秘密の保持）

第20条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

（管轄裁判所）

第21条 本契約に関する紛争は、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第22条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第23条 暴力団排除に関する条項については、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第24条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第25条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書及び特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

支出負担行為担当官

宮城県警察会計担当官

杉本 伸正

乙

別紙 1

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

(損害賠償等)

第4条 甲は、第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

オープンカウンター方式についての注意事項

オープンカウンター方式とは、見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書提出により、受注者を決定する方式です。

オープンカウンター方式による見積合わせへの参加を希望する場合は、下記の事項を遵守してください。

記

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

原則として次に定める条件を全て満たす者とする。ただし、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 問い合わせ先

仕様に関すること（仕様の詳細、同等品の確認等）及び見積書の提出に関することは、

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部会計課 調度係 TEL:022-221-7171（内線:2235）

へお問い合わせください。

3 見積書の提出等

見積書は次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 持参又は郵送

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部2階 会計課分室 調度係

- (2) F A X

022-221-7187

なお、F A Xで提出された見積書については、「代表社印等の押印を省略した書類」として取り扱います。

※ 代表者印の押印を省略した場合には、

①見積書を発行することができる権限を有する者の氏名（フルネーム）及び連絡先

②事務担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先

を見積書に必ず記載してください。（不備がある場合は無効となります。）

※ 見積書の提出は、提出方法を問わず、見積合わせ通知書に記載の見積書提出期限必着とし、郵送される場合は封筒の表に「（案件名）の見積書在中」と必ず朱書きしてください。

※ 見積合わせ通知書に「同等品可」の表記がある場合において、同等品により見積書を提出する場合は、**見積書提出期限の前日**までに、2に記載の問合せ先へ同等品の確認を行ってください。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出したもの
- (2) 同一の調達案件において、複数提出されたもの
- (3) 見積書の記載、押印に不備があるもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (6) 提出期限までに到着しなかったもの
- (7) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められるもの

5 契約相手方の決定

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限範囲であり、かつ、最低価格を提示した者を契約の相手方とします。

見積額は、特段の指示がない場合は、当該案件の履行に係る一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した者にのみ通知します。

7 契約書作成の要否について

調達案件や契約金額によっては、契約書又は請書を作成を求める場合があります。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価格の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に準じ、くじにより決定します。
- (3) 参加者不在の場合又は予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合は、別途選定した者に見積書を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 都合により調達を中止する場合があります。